

柔道整骨院（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院や接骨院で施術を受ける場合、捻挫・打撲・肉離れ（挫傷）などの特定の負傷に限り、健康保険が使えます。

ご注意ください！！

「健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、健康保険の対象とならない場合は、その治療費の全額または一部を自己負担していただくことがあります。

その場合、後日施術所から請求されるか、古賀市から請求させていただきます。

健康保険の対象となる場合
骨折・脱臼への施術 (応急手当をする場合を除き、医師の同意が必要です。)
捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）と、医師や柔道整復師に診断または判断され、施術を受けたとき
骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているもの

健康保険の対象とならない場合
単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷
症状の改善が見られない長期の施術
医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急手当を除きます。)
脳疾患後遺症などの慢性病や内科的原因による疾患への施術
保健医療機関において同じ負傷等で治療中のもの (負傷の状態の確認のための、診察・検査の受診は除きます。)

柔道整復師の施術を受ける際の注意点

① 負傷の原因を正しく伝えましょう。

負傷した状況により、労災保険の対象になるなど健康保険の対象にならないこともあります。負傷の原因を正しく伝え、健康保険の対象になるかどうかを相談しましょう。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、古賀市に届け出をお願いします。

② 療養費支給申請書には、申請者（世帯主）の署名が必要です。

療養費支給申請書の委任欄に署名する場合は、傷病名、施術日数、金額等を確認のうえ署名しましょう。

③ 施術が長い期間にわたる場合は、医師の診察を受けましょう。

長期間、施術を受けても症状の改善が見られない場合は、内科的な要因（負傷ではなく、病気による痛み）も考えられます。かかりつけ医師等に相談しましょう。

④ 領収証をもらいましょう。

領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう。

施術内容について確認させていただくことがあります。

整骨院・接骨院の施術を受けた皆様に、古賀市より施術日や施術内容などについて確認させていただくことがあります。施術を受けた記録（領収証や明細書）は大切に保管し、ご回答にご協力くださいますようお願いいたします。